乙第 25 号証

○東北地方整備局告示第三十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成十六年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十六年三月二十三日　東北地方整備局長　馬場　直俊

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十三号	湯沢市愛宕町五丁目三五番二地内	東北地方整備局及び同局湯沢河川国道事務所
〃	横手市安田字柳堤五一番一から同市安田字柳堤四七番一まで	〃

供用開始の期日　平成十六年三月二十三日

○関東地方整備局告示第七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十六年三月二十三日　関東地方整備局長　渡辺　和足

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画都市高速鉄道事業第九号線

三　事業施行期間　自平成十六年三月二十三日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　東京都世田谷区代田二丁目、代田三丁目、代田四丁目、代田五丁目、代沢五丁目、北沢一丁目、北沢二丁目及び北沢三丁目並びに渋谷区大山町及び上原三丁目各地内

○北陸地方整備局告示第五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成十六年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十六年三月二十三日　北陸地方整備局長　大村　哲夫

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
金沢市諸江町中丁一六五番一から同市駅西新町三丁目一三〇三番まで	前	二八・五〇～九一・〇〇メートル	一・〇二〇キロメートル
	後	二九・五〇～九一・〇〇メートル	一・〇二〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第五十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成十六年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十六年三月二十三日　北陸地方整備局長　大村　哲夫

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	金沢市諸江町中丁一六五番一から同市駅西新町三丁目一三〇七番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

供用開始の期日　平成十六年三月二十三日

○北陸地方整備局告示第五十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成十六年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十六年三月二十三日　北陸地方整備局長　大村　哲夫

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百六十号	七尾市庵町ヨ之部七五番一から同市庵町字鉢窪二九番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

供用開始の期日　平成十六年三月二十三日

○中部地方整備局告示第七十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により本局長において実施中の一般国道の改築工事は次のとおり完了するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第二項の規定により告示する。

平成十六年三月二十三日　中部地方整備局長　村田　進

路線名	工事区間	工事の種類	工事完了の期日
百六十六号	三重県飯南郡飯高町大字乙栗子字カラ谷一一九四番の一から同町大字乙栗子字カミヤ一一七三番の一まで	改築	平成十六年三月二十三日
〃	三重県飯南郡飯高町大字森字岩土三三九三番から同町大字森字たきの上五一九番まで	改築	平成十六年三月二十三日

○近畿地方整備局告示第四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十六年三月二十三日　近畿地方整備局長　谷口　博昭

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成五年建設省告示第五百四十四号東播都市計画道路事業

三・四・百四十五号加古川別府港線

三　事業施行期間　自平成五年三月三日至平成十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成五年建設省告示第五百四十四号の事業地のうち、兵庫県加古川市加古川町寺家町字松ヶ代及び加古川町篠原町字松城地内において事業地を変更する。

使用の部分　平成五年建設省告示第五百四十四号の事業地に、兵庫県加古川市加古川町寺家町字松ヶ代及び加古川町篠原町字松城地内を加える。

○近畿地方整備局告示第四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十六年三月二十三日　近畿地方整備局長　谷口　博昭

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成五年建設省告示第五百四十五号東播都市計画道路事業

三・四・五百六十二号溝之口線

三　事業施行期間　自平成五年三月三日至平成十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成五年建設省告示第五百四十五号の事業地のうち、兵庫県加古川市加古川町溝之口字案内及び字分木地内において事業地を変更する。

使用の部分　平成五年建設省告示第五百四十五号の事業地に、兵庫県加古川市加古川町溝之口字案内及び字分木地内を加える。